

令和 3 年度三重県飼養衛生管理指導等計画

令和 3 年 4 月 1 日

三重県公表

(令和 3 年 1 0 月 8 日改正)

【はじめに】

- 1 本計画は、家畜伝染病予防法第 1 2 条の 3 の 4 に規定する飼養衛生管理指導等計画を定めるものである。
- 2 本計画の計画期間は、令和 3 年度から令和 5 年度までとする。
- 3 本計画は県内の情勢の変化、関連法令の改正等により必要に応じ変更するものとする。
- 4 本計画の見直しにあたっては、生産者団体等の意見を踏まえた実効的な内容になるように努める。

第 1 章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方針

I 三重県の畜産業の現状

当県の畜産農場数は、小規模のものを除き、令和 2 年 4 月現在時点において、4 1 8 農場となっている。高齢化等の影響により、農場数はやや減少傾向（対前年比 9 7 %）にあるが、全体的な飼養頭羽数はやや増加（対前年比 1 0 4 %）している。

飼養総頭羽数の全国順位は、乳用牛が 2 6 位、肉用牛が 2 3 位、豚が 2 1 位、採卵鶏が 7 位、肉用鶏が 3 9 位となっている。一方、一戸あたりの平均飼養頭羽数は、肉用牛が 1 位、乳用牛が 2 位、豚が 1 4 位、採卵鶏が 6 位、肉用鶏が 3 6 位であり、牛飼養農場を中心に、全国的に見ても上位に位置している（畜産統計調査平成 3 1 年 2 月 1 日）。

(1) 乳牛

フリーストール方式の農場は、県内 4 2 農場中の 3 2 %（1 4 農場）であり、そのうちの 1 2 %に当たる 5 農場が、1 農場あたりの飼養頭数が 2

00頭を超える大規模農場となっている。搾乳管理に係る組合は、令和2年度時点では、県内に4団体が存在していたが、令和3年度には、1団体（三重県酪農農業協同組合）に集約された。なお、診療を伴う団体の業務は存続している。

飼養頭数が200頭を超える大規模農場並びにフリーストール方式の農場での飼養衛生管理が重要となる。衛生管理指導は、搾乳衛生管理も含めて、三重県酪農農業協同組合と連携して実施する必要がある。

（2）肉用牛

松阪牛、伊賀牛を飼養する地域において、飼養頭数、農場数が多い傾向にある。肥育を専業とする農場が大部分を占め、肥育素牛の供給は、大きく県外に依存している状況である。一部で、繁殖牛を飼養する農場もあるが、その多くは肥育との兼業であり、繁殖を専業としている農場は数少ない。なお、1農場あたりの飼養頭数が200頭を超える大規模農場は、県内182農場中の23%にあたる42農場となっている。

近年、肥育素牛確保の安定化および県内産和牛子牛の生産基盤強化を目的とした「三重県和牛繁殖協議会」が設立されており、肉用繁殖牛を飼養する一貫生産農場を中心に、計53農場が取り組みに参加している。

また、安全・安心な生産物としての価値を付加するため、35農場が、開業獣医師、農業共済獣医師、全農みえ等の関係組織と連携し、農場の衛生管理に取り組むことで、農場HACCP、JGAP畜産などの認証制度による農場認証を受けている（令和3年3月31日現在）。

（3）養豚

1戸あたりの飼養頭数が3,000頭を超える大規模農場は、県内55農場中の22%にあたる12農場となっている。県内の複数地域にまたがって事業を営む経営体も存在しているため、関係機関が地域を越えて連携し、そのピッグフロー等を考慮した衛生管理に取り組まねばならない。そのため、令和2年4月から、県及び関係機関で構成される「三重県家畜防疫推進チーム」を立ち上げ、関係機関が一体となって飼養衛生管理の強化

指導・啓発に取り組んでいるところである。また、三重県養豚協会には、全経営体が加入しているため、同役員会等を通して飼養衛生管理基準等の周知と啓発を協力して進める。

(4) 養鶏（採卵鶏）

1戸あたりの飼養羽数が10万羽を超える大規模農場は、県内100農場のうちの13%にあたる13農場となっている。三重県養鶏協会には、51農場が加入している。

企業経営による農場は、概ね、厳重なバイオセキュリティ対策による高水準な衛生管理が施されているが、その一方で、県との関わりは少ない傾向にあり、各農場における飼養衛生管理者との、より緻密な情報共有網の構築が肝要である。今後も、三重県養鶏協会等の関係機関と連携して、飼養衛生管理の徹底啓発に取り組む。

(5) 養鶏（肉用鶏）

1戸あたりの飼養羽数は増加傾向にある。複数の農場を持つ経営体が多いため、農場毎に衛生管理者を設置し、リスクマネジメントを強化することが重要である。

(6) 馬

乗用馬及び育成休養中の競走馬が飼養されており、その多くは北勢、伊賀地域に存在する。それぞれの場所に応じた衛生管理対策を検討する必要がある。

II 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

(1) 概要

①家畜伝染病について

令和元年6月に、北勢地域で野生いのししの豚熱陽性が確認され、同年7月に、同一地域の1養豚農場で豚熱が発生した。令和元年10月から、県内全飼養豚に対する豚熱ワクチン接種を開始し、それと並行して、野生いのししの捕獲等による生息数の調整及び野生いのしし用経口ワ

クチン散布により野生いのししに係る防疫対策を実施してきたが、令和2年12月に伊賀地域の1養豚農場で、また、令和3年4月には中勢地域の1養豚農場で新たに豚熱の発生を認めた。野生いのししにおける豚熱感染は県全域で確認されており、予断を許さない状況が継続している。防護柵設置による衛生管理区域への野生いのしし侵入防止対策は、侵入リスクがあるすべての農場で対策済みであるが、それは小動物等による農場内への機械的な豚熱ウイルス運搬までも完全に阻止できるものではない。そのため、農場内には豚熱ウイルスが存在している可能性に留意し、離乳舎等の感染リスクが高い豚舎を中心にバイオセキュリティ対策を強化していく必要がある。

令和3年6月に乳用牛においてヨーネ病1頭を確認し、当該農場はヨーネ病防疫対策要領に基づく清浄化を実施している。

高病原性鳥インフルエンザ等は、平成22年度に2件の発生を認めたが、その後発生を認めていない。事前型防疫対応の一つとして、近隣県での発生があった際に、各鶏飼養農場への消石灰配付等の対策に取り込むことは、本県での発生を未然に防止する上で重要である。

②届出伝染病について

牛ウイルス性下痢のP I牛の発生が散見され、育成牛預託時の摘発事例が主である。牛伝染性リンパ腫の発生は増加傾向にあり、と畜場での摘発が多くを占め、近年、肥育牛の若齢牛での発生が目立っている。

養豚では、令和2年度にと畜場での豚丹毒の摘発が増加傾向にある。

養鶏では、鶏痘、鶏伝染性気管支炎等が認められるものの、個別の事例であり、流行的な発生はない。

家畜の伝染性疾病の発生状況

病名	畜種	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
ヨーネ病	牛			1(1)
豚熱	豚		2(1)	2(1)
牛ウイルス性下痢	牛	1(1)	3(3)	1(1)
牛伝染性リンパ腫	牛	22(21)	32(32)	29(28)
レプトスピラ症	犬	5(5)	2(2)	
豚丹毒	豚	7(6)	2(2)	17(13)
鶏痘	鶏	455(1)	6(2)	
マレック病	鶏	250(1)	4(1)	
鶏伝染性気管支炎	鶏	1857(1)	9(2)	
鳥マイコプラズマ症	鶏		5(1)	

発生頭羽数（発生農場数）

(2) 家畜区分ごとの家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

家畜区分	家畜の伝染性疾病の発生状況		家畜衛生上の課題
	疾病名	発生状況等	
牛	ヨーネ病	平成28年以降、県内での発生は認められていなかったが、令和2年6月及び令和3年6月に、新たに本病の発生を確認した。	当県では本病の発生は単発的であり、母子感染によるまん延の兆候は認められていないため、県外等からの侵入を阻止することが第一義的な対策となる。 特に本県の乳用牛においては、後継牛の導入や預託育成の大部分を本病の摘発が多い北海道に依存しているため、県内への導入時の着地検査や追跡調査を徹底し、感染牛の確実な摘発に努める必要がある。

	牛ウイルス性下痢	導入牛を中心に、散発的に発生を認める。	<p>本病においては、農場へのP I 牛の侵入を阻止することが第一義的な対策となる。本県では乳用牛を中心に、繁殖に供する牛を県外等から導入する機会が多いため、着地検査や追跡調査を徹底し、感染牛の確実な摘発に努める必要がある。</p> <p>また、当県では、本病に対してのスクリーニング検査が十分に実施されておらず、隠れたP I 牛の存在や、それに伴う飼養牛への感染の可能性が危惧される。そのため、県外への預託時等、本県から本病の拡散が起こらないよう、できる限り検査を行う体制整備が必要である。</p>
	牛伝染性リンパ腫	県全域で、乳肉を問わず散発的に発生を認める。	<p>と畜時の摘発が主であり、近年は肥育牛等の若年牛の発生が増えている。</p> <p>繁殖牛の検査は多いが、肥育牛の検査は行なわれていないため、実態は把握されていない。</p> <p>本病の清浄化には、農場内における牛伝染性リンパ腫ウイルスの機械的伝搬を防止する他、抗体検査および遺伝子検査により、計画的な淘汰・更新を推進する必要がある。</p>
豚	豚熱	<p>令和元年7月にいなべ市の養豚農場で、令和2年12月には伊賀市の養豚農場で、令和3年4月には津市の養豚農場で発生を確認。</p> <p>また、野生いのししの感染事例は、県内全域で確認されている。</p>	<p>養豚農場においては、ワクチン接種及び農場への野生動物侵入防止柵の整備等を実施してきた。また、令和2年度にワクチン接種農場で豚熱が発生したことを受け、上記の対策に加え、ワクチン接種前の豚舎の衛生管理と、抗体検査を適時行うことによる接種適期の把握に努めることを重点的に強化している。</p> <p>野生いのししにおいては、本病の感染が引き続き認められており、捕獲等による生息数の調整及び経口ワクチンの散布による免疫賦与を主軸として対処しているところである。</p> <p>以上を勘案し、高位平準化を目指した飼養衛生管理と早期通報体制の啓発等に努める必要がある。</p>

	豚丹毒	農場での発生は無いがと畜場での摘発がみられる。	豚丹毒菌は環境中に存在するため、豚舎の清掃・消毒を適切に行っていること、豚群において、十分なワクチン抗体が確保されているかの確認を行い、ワクチン接種を適期に実施しているか状況把握が必要である。
鶏	高病原性鳥インフルエンザ	平成22年度に本県で2件の発生を認めた。 国内では複数年で発生を認めており、特に、令和2年度は、本病の発生が相次ぎ、過去最高の発生数・殺処分数となった。 毎年、冬季に、野鳥による海外からの病原体の持ち込みリスクがあることに留意が必要。	本病は、渡り鳥の飛来シーズンを中心に国内においても発生を認めるため、高位平準化を目指した飼養衛生管理の徹底と農場の衛生管理区域内の頻回消毒及び早期通報体制の啓発に努める必要がある。
	鶏痘	いずれも、単発発生で流行発生した事例はない。	飼養衛生管理の確認を行い、病原体の侵入防止対策等の衛生管理対策が十分であるかの確認を行う。
	マレック病		
	鶏伝染性気管支炎		
	鳥マイコプラズマ症		

(3) 各主体における課題

牛ヨーネ病は、患畜となった場合に原乳の廃棄等搾乳衛生管理も必要となるため三重県酪農農業協同組合との連携が必要である。

牛ウイルス性下痢のPI牛清浄化対策では、継続的なモニタリング検査により自農場の衛生状況を確認していく必要があるため管理獣医師、家畜保健衛生所が連携して指導にあたる必要がある。

豚熱は、発生予防とまん延防止のために、県、市町および各関係団体等から成る、三重県家畜防疫推進チームを設置し対応する。

豚丹毒対策は、農場の衛生管理状態とワクチン接種適期の確認が重要であるため、管理獣医師との連携した指導が重要である。

Ⅲ 指導等の実施に関する基本的な方向

1 指導等に関する基本的な方向

飼養衛生管理基準は、全ての家畜の所有者が家畜の飼養に係る衛生管理において守るべき基準であり、ひとたび家畜の伝染性疾病が発生した場合には、近隣及び関連農場のみならず、関連事業者を含めた地域全体の経済活動に影響が及ぶという性質上、自らその徹底に努める必要があるため、県は家畜の所有者又は飼養衛生管理者への教育、啓発を行いその重要性について共通認識を持つように努める。

飼養衛生管理基準の遵守に関する指導は、家畜伝染病発生リスクの高い事項及び重要項目について優先的に実施する。農場、経営体の状況等による個別課題がある場合は、個別に計画をたてて段階的な指導を実施する。

また、立ち入り調査の際には、動物用医薬品の適正な流通・使用等関連事項についても聞き取り、指導、啓発を実施する。

家畜の所有者及び飼養衛生管理者等へ情報を周知する場合は、国内外の重要疾病の発生状況、飼養衛生管理に係る事項等について連絡網による情報提供を行う。

市町、生産者団体等には、各種会議等の機会に、飼養衛生管理に関する情報提供を行うとともに情報共有や意見交換により意思疎通に努める。

生産性を阻害する慢性疾病対策は、病性鑑定結果、発生状況、疫学調査等諸条件を検討し、飼養衛生管理の観点からも検証を行い、必要に応じ衛生管理の改善を実施する。

野生動物への対策として、養豚農場では柵等は設置されているが破損等ないように定期的な確認を要する。他の畜種についてもリスクを勘案し、順次整備に努める。

2 指導等の実施に関する基本的な方向

飼養衛生管理者は、農場の飼養衛生管理について農場ごとに作成する飼養衛生管理マニュアルを踏まえ、少なくとも年1回以上自己点検を行い、その結果を所有者と共有するとともに法第12条の4による定期報告を毎

年行う。なお、鶏における飼養衛生管理者による自己点検は、毎年9月若しくは10月に少なくとも1回は実施するものとする。

県家畜保健衛生所は、牛、豚及び鶏飼養農場については年1回以上、馬飼養農場及び通常の家畜の飼養農場以外の場所（観光牧場、動物園、愛玩動物飼育場等）については3年間に1回以上当該農場への立入検査を実施し、飼養衛生管理遵守状況の確認を行う。また、県家畜保健衛生所は、高病原性鳥インフルエンザ等の発生リスクが高いと判断される際には、当該農場に飼養衛生管理実施状況の自己点検及びその結果の報告を求める。遵守状況の結果と飼養衛生管理者の自己点検結果とあわせて相違点等について相互に理解し改善につなげる。前述の立入検査及び自己点検の結果に基づき、飼養衛生管理者は、飼養衛生管理基準不遵守項目のうち別表1～3に示す「重点的に指導等を実施すべき事項」の改善に速やかに取り組む。なお、畜舎の構造上の問題等により、一般的に想定されている方法では改善が見込まれない場合等においては、県は飼養衛生管理者に代替案を提案し、また、飼養衛生管理者は県の提案を参考として不遵守項目の改善を計画する。これらの計画及びその実施にあたっては、県及び飼養衛生管理者は「家畜の伝染疾病の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図る」という家畜伝染病予防法の趣旨を鑑みて、固定された概念に囚われず、国との協議も交えながら、柔軟かつ合理的に取り組む。

第2章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項

サーベイランス等から得られた結果や課題については、飼養衛生管理者への研修等により生産者へ還元されるよう努める。

サーベイランス等の実施計画

家畜区分	対象疾病名	目的	実施方法			
			地域	期間	検査対象	方法
牛	ブルセラ症	サーベイランス	全域	全期間	病性鑑定対応 輸入牛 種畜検査対象牛	急速凝集法 ELISA法
	結核					ツベルクリン
	牛ヨーネ病					新規登録牛(初回) 県外導入牛(初回) 初回検査から2年、及び5年経過した牛
	アカバネ病			6～11月	地域毎に対象農場を選定して検査を実施 (40検体×4回)	中和法
	牛伝染性リンパ腫	発生予防	全域	全期間	新規、導入牛、清浄化対策対象農場、ヨーネ病検査時に採材	ELISA法 PCR法
	牛ウイルス性下痢					PI牛検査 農場からの牛預託時導入、出荷時
						通常の死亡時 ・牛(96か月齢以上) ・めん山羊等(12か月齢以上)
めん山羊しか	伝達性海綿状脳症	サーベイランス			起立不能時 ・牛(48か月齢以上) 特定症状を示すとき ・全ての牛及びめん山羊等	

豚	豚熱抗体検査	サーベイランス	全域	全期間	ワクチン免疫付与状況調査	E L I S A法 中和法
	豚熱				病性鑑定対応	P C R法
	アフリカ豚熱				病性鑑定対応	P C R法
	オーエスキー病				全戸×14頭	E L I S A法 中和法、 ラテックス
	PRRS	発生予防	全域	全期間	全戸×11頭	E L I S A
	豚サーコウイルス2型感染症	発生予防	北勢 中央 南勢 紀州	全期間	豚熱検査と同時採材	P C R
鶏	高・低病原性鳥インフルエンザ	サーベイランス	全域	全期間	定点モニタリング 15農場、 強化モニタリング 30農場	E L I S A法
	ニューカッスル病	発生予防	全域	全期間	全戸検査、種鶏検査	H I 検査
	ひな白痢	発生予防	中央 南勢	全期間	種鶏検査	凝集反応
	鳥マイコプラズマ症	発生予防	全域	全期間	種鶏検査	H I 検査
	伝染性コリーザ	発生予防	南勢	全期間	ニューカッスル病と同時採材	抗体検査
馬	馬伝染性貧血	発生予防	全域	全期間	輸入馬の検査	抗体検査

第3章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

別表1～別表3に示すとおり。

なお、通常の家畜の飼養農場以外の場所（観光牧場、動物園、愛玩動物飼育場等）についても対象とするが、重点して指導する項目は飼養環境・形態の特徴、人及び野生動物との接触の機会等を考慮の上、その場所に応じた指導項目とする。また、立ち入り調査は3年に1回以上実施することとする。

II I以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

家畜伝染性疾病が発生した際にはその病原体の伝播経路（感染方式）及び有効な消毒薬並びに感染した家畜の症状等について、県は、市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等と連携して周知しまん延防止に努める。

また、県は、大規模所有者のうち、特に家畜等の数が多く、発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると認めたものに対しては、発生に備えた対応計画の策定及び周辺住民への説明を予め実施するよう指導する。

なお、当県においては豚熱の疑似患畜の死体等の処理は埋却を原則とし、県は家畜（家きん）の所有者等に、家畜（家きん）の死体等の埋却地の確保及びその埋却に関する周辺住民の理解を得るよう努めるよう指導するとともに、埋却地として借地を想定している場合は、地権者との間に係わる承諾書等書面での確認を行うよう努める。既に確保済みの埋却地についても、県は大規模農場を優先に点検・確認を実施し、円滑な防疫措置に資する。

さらに、埋却地の利用が不可になった場合を考慮し、県、市町村及び生産者団体と連携した利用可能な公有地の確保、及び焼却施設の利用を継続して検討を行うよう努める。

第4章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

I 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

県は、所有者又はその組織する団体（三重県養豚協会、三重県養鶏協会、

三重県和牛繁殖協議会、三重県酪農農業協同組合）の会議等に参加し、飼養衛生管理に関する情報提供及び情報交換を行い、飼養衛生管理について共通認識を持つとともに伝染病発生時における協力体制の構築に努める。

II 三重県家畜防疫推進チームおよび地域家畜防疫推進チーム

令和2年度より、豚熱等の予防対策として、各地域単位で県機関が連携して、飼養衛生管理技術に関する情報の把握、関係者間の情報共有を行い、家畜伝染病のまん延防止及び発生予防についても関係者が協力して実施する体制を構築している。三重県家畜防疫推進チームは、農林水産部家畜防疫対策課が中心となり、県農林水産部、関係団体等で構成されている。また、地域家畜防疫推進チームは各家畜保健衛生所が中心となり、農林事務所（農政室、農村基盤室）、中央農業改良普及センター、市町担当者、団体担当職員等で構成されており、地域毎の実情に即したメンバーで協力体制を構築している。

第5章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

I 都道府県の体制整備

1 家畜防疫員の確保及び育成

平常時から、民間獣医師（小動物診療従事者を含む。）の家畜防疫員への任命、加えて農林水産分野、公衆衛生分野公務員獣医師の確保を図るとともに退職獣医師等の潜在的人材の活用等も検討のうえ、必要人員となる県内家畜防疫員の確保に最大限に努める。

II 飼養衛生管理者の選任、研修等

1 飼養衛生管理者の選任に関する方針

飼養衛生管理者は、衛生管理区域内での従事時間が長く、経験や知識、管理指導の能力が豊富な者を選任する。原則的には、衛生管理区域ごとに別の飼養衛生管理者を設定し、大規模農場においては畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を設定するように努める。やむを得ず、一人の飼養衛生管理者が複数の衛生管理区域を管理する場合は複数管理が必要な理由及びそれ

それぞれの衛生管理区域の管理方法を管轄家畜保健衛生所に報告する。管轄家畜保健衛生所は管理方法について立ち入り頻度、従事内容を考慮して妥当であるか確認を行う。飼養衛生管理者の選任状況は、毎年の定期報告により管轄する家畜保健衛生所へ提出するとともに飼養衛生管理者が変更になった場合は速やかに上記の家畜保健衛生所に報告する。

2 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

飼養衛生管理者向けの研修は、管轄する家畜保健衛生所が実施する。研修方法は集合型あるいは個別のいずれかの方法で実施することとし、個別研修は農場立ち入り調査時の実施も可能とする。飼養衛生管理者に年一回以上受講するよう計画を立てる。

通常の家畜の飼養農場以外の場所（観光牧場、動物園、愛玩動物飼育場等）の飼養衛生管理者については、立ち入り調査時に実施する。

実施内容は下記のとおりとする。

- (1) 海外及び国内（特に当該都道府県）における家畜の伝染性疾病の発生の状況・動向
- (2) 飼養衛生管理基準の内容及び同基準を遵守するための具体的な措置の内容
- (3) 本県の指導計画の内容
- (4) その他必要な知識・技術の習得・向上に資する事項

3 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

(1) 情報提供の方法、頻度、内容等

県は、原則、登録されたメールアドレスへ情報を提供することとするが、閲覧が不可または困難な家畜等飼養者については、FAX等で代用することができる。

情報提供は必要に応じ順次行う。内容は以下の事項とする。

- ① 国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況
- ② 最新の科学的知見に関する事項

- ③ 家畜の所有者等に対する研修に関する事項
- ④ 飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項
- ⑤ 家畜の伝染性疾病の発生状況の調査に関する事項等
- ⑥ その他必要となるもの

(2) 言語によるコミュニケーションに配慮が必要な外国人従業員向けの情報提供方法について

県は、外国人従業員を雇用する農場へ情報提供を行う場合は、該当言語で記入した農場入場時の遵守事項等について、国との連携の下、パンフレット等資料の提供を行うよう努める。また、技能実習生の受入団体等に対しても、当該資料について説明を行い、事前に技能実習生へ提供するよう依頼する。

III その他指導等の実施体制に関する事項

- 1 年間指導スケジュール（別紙）
- 2 命令違反者の公表について

飼養衛生管理の立ち入り調査の結果遵守が不十分であった場合は、県は飼養衛生管理基準の当該項目が意図するところを明確に説明するとともに技術的助言、口頭による指導により飼養衛生管理の適正な実施を促す。指導後遵守状況の改善が見込めない又は改善できない正当な理由が無い場合は、県で定める「家畜伝染病予防法第12条の3の飼養衛生管理基準の遵守のための、同法第12条の5による指導、助言及び第12条の6による勧告、命令に関する行政処分等要領」（平成29年3月14日付け農林水第18-708号）に沿って改善を促す。

第6章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

協議会等の種類	構成	設置時期	事務局	協議内容
東海四県 家畜衛生 主任者会議	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県家畜防疫対策課 ・愛知県畜産課 ・岐阜県家畜防疫課 ・静岡県畜産振興課 	既存	持ち回り	現状の情報共有 課題の協議
三重県家畜防疫 推進チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・県農林水産部 ・JA三重中央会 ・(一社)三重県畜産協会 	令和2年 4月	三重県 家畜防疫対策課	飼養衛生管理の向上 発生予防・まん延防 止に向けた体制等
地域家畜防疫 推進チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・県機関(農林事務所、家保、 中央農業普及センター) ・市担当 ・JA担当 	令和2年 4月	家畜保健衛生所	飼養衛生管理の向上 発生予防・まん延防 止に向けた体制等
三重県養豚協会	<ul style="list-style-type: none"> ・養豚農家 ・(一社)三重県畜産協会 	既存	(一社)三重県畜 産協会	飼養衛生管理の向上 発生予防・まん延防 止に向けた体制等
三重県養鶏協会	<ul style="list-style-type: none"> ・養鶏農家 ・(一社)三重県畜産協会 	既存	(一社)三重県畜 産協会	飼養衛生管理の向上 発生予防・まん延防 止に向けた体制等
三重県和牛繁殖 協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・県農林水産部 ・全農三重県本部畜産部 ・(一社)三重県畜産協会 ・肉用牛農家 	既存	全農三重県本部 畜産部	飼養衛生管理の向上 伝染性リンパ腫・ヨー ネ病の防疫対策等
三重県酪農農業 協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・乳牛農家 	令和3年 4月	三重県酪農農業 協同組合	飼養衛生管理の向上 牛ヨーネ病防疫等
府県境会議	北勢家畜保健衛生所 愛知県西部家畜保健衛生所 岐阜県岐阜家畜保健衛生所	既存	持ち回り	現状の情報共有 課題の協議
府県境会議	中央家畜保健衛生所伊賀支所 奈良県家畜保健衛生所 京都府山城家畜保健衛生所 大阪府家畜保健衛生所 滋賀県家畜保健衛生所	既存	持ち回り	現状の情報共有 課題の協議
府県境会議	紀州家畜保健衛生所 南勢家畜保健衛生所 和歌山県紀南家畜保健衛生所 大阪府家畜保健衛生所 奈良県家畜保健衛生所	既存	持ち回り	現状の情報共有 課題の協議

別表1

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項		(飼養衛生管理基準項目番号)	遵守状況 R3. 3. 31時点 (遵守農場 /対象農場)	指導等実施の 地域・時期 実施の方法等	特記事項
牛 水牛 鹿 めん羊 山羊	(1)	家畜の所有者の責務の徹底	1- ①～③	224/225	地域：県全域 時期：通年	(2)飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底
	(2)	飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底	3- ①～③	-	家畜保健衛生所は、年1回以上立ち入り検査を実施し、必要に応じて指導を行う。	・飼養衛生管理マニュアルの作成にあたっては、図示や多言語化で全従業員が理解できる表示形式とするとともに、従業員に対する講習会の開催頻度・作業手順の周知方法・更衣、消毒等の事後確認の方法について規定するよう求める。
	(3)	記録の作成及び保管	4- ①～⑧	166/225	巡回順序は、	(3)記録の作成及び保管
	(4)	衛生管理区域の適切な設定	8- ①～③	211/225	地域事情を考慮した上で、管轄家畜保健衛生所で決定する。	・飼養衛生管理区域に立ち入った者の記録及び消毒の実施の記録について不遵守が散見される。平成22年度に宮崎県で発生した口蹄疫など、具体例を挙げながら、本項目についての啓発を実施する。
	(5)	埋却地等の準備	10-①	225/225	地域家畜防疫推進チームは、飼養衛生管理基準遵守において必要な助言・指導を行う。	(6)衛生管理区域の出入口における車両の消毒
	(6)	衛生管理区域の出入口における車両の消毒	17- ①～②	55/225		・衛生管理区域入り口付近への消毒設備の設置については、多くの農場が遵守済みとなっている(188/225)が、当該農場専用のフロアマットの使用については不遵守が目立っている(55/225)。具体例の図示等を交えながら、本項目の目的について啓発を実施する。
	(7)	特定症状が確認された場合の早期通報	38- ①～③	224/225		

別表 2

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項		(飼養衛生管理基準項目番号)	遵守状況 R3.2.28時点 (遵守農場/対象農場)	指導等実施の 地域・時期 実施の方法等	特記事項
豚 いのしし	(1)	家畜の所有者の責務の徹底	1- ①～③	50/50	地域：県全域 時期：通年	<p>(2)飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 飼養衛生管理マニュアルの作成にあたっては、図示や多言語化で全従業員が理解できる表示形式とするとともに、従業員に対する講習会の開催頻度・作業手順の周知方法・更衣、消毒等の事後確認の方法について規定するよう求める。 <p>(5)埋却地等の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> 埋却地を未確保の農場については、引き続き埋却地の確保について指導を実施する。 <p>(7)衛生管理区域への野生動物の侵入防止</p> <ul style="list-style-type: none"> いのししの侵入防止柵等については、殆どの農場において整備済みである。未整備の農場に対しては、引き続き指導等を実施するが、豚舎と公道の隙間がない、作業動線が確保できない等、ワイヤーメッシュ柵の設置が困難なケースも散見される。地域家畜防疫推進チームは、獣害対策用ネットを活用する等の、農場の実情に即した、農場への野生動物の侵入防止に関する柔軟且つ合理的な助言・指導を実施する。 <p>(8)手指の洗浄及び消毒</p> <ul style="list-style-type: none"> 足ペダル式の消毒薬噴霧器等、手順を省力化できる案を示し、引き続き指導を実施
	(2)	飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底	3- ①～③	-	家畜保健衛生所は、年1回以上立ち入り検査を実施し、必要に応じて指導を行う。	
	(3)	記録の作成及び保管	4- ①～⑧	50/50	巡回順序は、地域事情を考慮した上で、管轄家畜保健衛生所で決定する。	
	(4)	衛生管理区域の適切な設定	8- ①～③	50/50	地域家畜防疫推進チームは、飼養衛生管理基準遵守において必要な助言・指導を行う。	
	(5)	埋却地等の準備	10-①	49/50		
	(6)	処理済み飼料の利用	21- ①～③	50/50		
	(7)	衛生管理区域への野生動物の侵入防止	23- ①～③	49/50		

(8)	手指の洗浄及び消毒	25-①	38/50	<p>する。</p> <p>(9) 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未遵守の農場においては、引き続き指導を実施するが、特に離乳豚舎を優先して、改善を求めることとする。 <p>豚舎ごとの更衣については、豚舎の配置・構造によって、著しく作業効率が低下するケースが想定される（母豚の移動時のように頻繁に豚舎間を行き来する場合等）。地域家畜防疫推進チームは、これらの実情を勘案した上で合理的な指導を実施し、また、必要に応じ、同等以上の効果が得られる代替案を提案する。（通路の消毒、豚舎入り口への電動消毒液噴霧器の設置等）。</p> <p>(10) 畜舎間で家畜を移動させる場合は、小型の野生動物等による衛生管理区域内汚染リスクを説明し、病原体の侵入を防止できる畜舎間通路、洗浄及び消毒済みのケージ・リフト等を使用するように指導する。</p> <p>(11) 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豚舎への防鳥ネット等の設置は、概ね遵守されているが、一方で、堆肥舎については未遵守の農場が散見される。引き続き、指導を実施するとともに、堆肥舎への防鳥ネット設置が困難な場合は、同等以上の効果が得られる代替案を提案する。
(9)	畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用	26-①	32/50	
(10)	畜舎外での病原体による汚染防止	28-①～③	44/50	
(11)	野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	29-①～③	38/50	
(12)	衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	32-①～②	50/50	
(13)	特定症状が確認された場合の早期通報	39-①～③	50/50	

別表3

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項		(飼養衛生管理基準項目番号)	遵守状況 R2.11.30時点 (遵守農場/対象農場)	指導等実施の 地域・時期 実施の方法等	特記事項
鶏 あひる うずら きじ だちょう ほろほろ 鳥 七面鳥	(1)	家畜の所有者の責務の徹底	1- ①～③	120/129	地域：県全域 時期：4月～ 11月 家畜保健衛生所は、年1回以上立ち入り検査を実施し、必要に応じて指導を行う。 巡回順序は、地域事情を考慮した上で、管轄家畜保健衛生所で決定する。 地域家畜防疫推進チームは、飼養衛生管理基準遵守において必要な助言・指導を行う。	(2) 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成にあたっては、図示や多言語化で全従業員が理解できる表示形式とするとともに、従業員に対する講習会の開催頻度・作業手順の周知方法・更衣、消毒等の事後確認の方法について規定するよう求める。 (9) 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ・令和3年3月15日現在、各農場における自己点検の結果、すべての対象農場で同基準の遵守が確認されている。 ・ウインドレスの家きん舎であっても、除糞ベルトや集卵ベルトの通過口等から野生動物侵入する可能性があるため、その対策及び日常の点検法等について検討・実践する。 (11) 特定症状が確認された場合の早期通報 ・飼養衛生管理者は、早期通報の基準（通常の2倍以上の死亡やチアノーゼ等の症状）について具体的な数値や写真を農場従業
(2)	飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底	3- ①～③	-			
(3)	記録の作成及び保管	4- ①～⑧	125/129			
(4)	衛生管理区域の適切な設定	7- ①～③	128/129			
(5)	埋却地等の準備	8-①	129/129			
(6)	衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	14- ①～③	129/129			
(7)	家きん舎に立ち入る者の手指消毒等	20	120/129			
(8)	家きん舎ごと専用の靴の設置並びに使用	21- ①～④	107/129			
(9)	野生動物侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	24- ①～②	110/129			

(10)	衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	27- ①～②	129/129		員等に提示し、遺漏なく早期通報が実施されるよう努める。
(11)	特定症状が確認された場合の 早期通報	34- ①～③	129/129		